

少年事件におけるリアリティの構築とその特質に関する研究 —「明倫中事件」における「加害者少年」のリアリティに注目して⁽¹⁾—

The study of the construction and characteristic of reality in juvenile case

—Focusing on reality of “juvenile offenders” in Meirin Junior High School case—

片桐 隆嗣

KATAGIRI Ryuji

This study analyzes interview and considers the characteristic of reality of “juvenile offenders” through Social Constructionism regarding murder case caused by bullying that occurred in 1993 at the junior high school, Shinjo-city in Yamagata prefecture. The main findings are as follows: 1) “juvenile offenders” should always control daily social instruction in order not to reveal reality as “offenders” even though they plead not guilty. 2) Under the present system, when juvenile offenders plead not guilty, they might see judges with hostility through hearing process. 3) Deviation culture outside easily brings into detainees of juvenile training schools, oppose to orthodox culture there and consequently, becomes one of factors to hamper correctional education in juvenile training schools.

1. 問題の設定

一般的には、ある少年犯罪の生起にともなって、「誰がどのような犯罪を犯したのか」、そして「それがどのような性質の事件であるのか」を語る資格という点で、マスメディア（ニュースや報道記事）と捜査機関（供述調書や起訴状）には、社会的な正当性が与えられている。その意味で、両者は、その犯罪に関わる「社会的事実」の構築にとって中心的な役割をはたしていると言ってよい。

しかしながら、そうした重要な役割をもつ、2つの制度による語りの客観性を、そのまま素直に受け入れることはできない。例えば、片桐（1999、北澤・片桐2001）は、「明倫中事件」をめぐる新聞報道を分析対象にし、その報道過程では、個々の「事実」の断片が「いじめ物語」に適合的であるならば、出来事の全貌が明らかにならずとも、それらが収集されることで、「いじめ物語」が発動してしまうことの可能性を指摘した。また、北澤（北澤・片桐2001）は、同じ事件の司法関係書類を分析対象に、警察の取り調べにおけるストーリーの制作過程では、「いじめという悪意の存在」という想定がそこに潜みこんでいた可能性を否定できないことを示している。そのように見れば、これら2つの制度による語りとは、社会に流通し常識化されている「いじめ物語」という、制度化された物語の枠組みに囚われていることになる。

ところで、少年事件における「犯罪事実」の構築過程に参加することになるメンバーは、捜査機関とマスメ

ディアだけではない。そこには、もう1つの重要なメンバー群が存在する。いわゆる「当事者」と呼ばれる人々や組織である。日常生活にもたらされる激しい変動、その後の人生への影響を考えた場合、彼らはまさに事件の中心に位置する存在である。その意味では、先にあげたマスメディアや捜査機関は、第三者的な立場に位置づけられる存在に過ぎない。

しかしながら、ここで考えておきたいのは、社会的な次元での語りの世界における「当事者」たちの位置である。あるいは、「社会的事実」を構築していく過程における彼らのメンバー性であると言ってもよい。その点で、彼らがこの事件の中心を占めているのだろうか（あるいは影響力のあるメンバーであるのだろうか）と問われれば、その答えは否であるとしか言いようがない。例えば、この事件をめぐる基本的ストーリーの制作過程、プロットも含めたこの事件についての解釈過程、社会的な次元での普及過程（報道）、いずれの場面においても、捜査機関やマスメディアとは違って、彼らは他者の語りを選択し、ある物語を編み上げ、社会に伝えていくための方法も権力も与えられてはいない。

それどころか、彼らの語りは、時には警察や新聞報道といった制度による語りに、時には採用され、時に無視され、時に歪曲される対象となる。言い換えれば、彼らは語る主体などではなく自らの語りを選択される客体である。そして、物語を編成する主体でもなく編み上げられる物語に配置される客体である。さらに、社会に伝達する主体でもなく社会に伝えられる客体にすぎない。社会的な次元での語りの世界のなかで中心を占めることがない存在、それが「当事者」である。彼らは、語りの世界の周縁に位置づけられていると言ってもよい。

すでに述べたように、少年犯罪という事件に巻き込まれ、翻弄され、生を引き裂かれるのは、まさに現在ここにある当事者たちである。少年犯罪をめぐる諸問題が構築される過程のなかで、また、制度化された語りが自動運動するなかで、当事者たちがどのような経験をしたのか、また、彼らの語りが、どのように採用され、どのような変容を受けることになったのか、その点について考察することは、「社会的事実」が構成される過程に研究関心を焦点づけようとする本研究にとっては、必要不可欠な作業となる。

マスメディアや捜査機関といった制度による語りから

漏れ落ちたり、周辺に追いやられたり、歪曲されたりした語り明らかに存在するにもかかわらず、少年犯罪に関する既存の学術研究や評論は、警察の捜査活動の結果として解明された事柄やマスメディアで報道された事柄を、「客観的事実」として受け入れている。そして、そこで語られた、当事者たちの語りを自明なものとして、少年事件を体系的に説明し、当事者たちのリアリティを解剖していくことになる。

しかしながら、そこで語られる「事件のリアリティ」（＝事件の背景や特質）、「当事者のリアリティ」とは誰のリアリティであるのだろうか。制度による語りを「社会的事実」として自らの語りの前提におくかぎり、既存の学術研究や評論がそうした問題設定をすることは不可能である。そこで、本稿では、制度による語りを前提におくことはせず、「当事者の語り」に研究関心を向けてみることにする。そうした作業は、制度による語りの事実性を易々と「客観的事実」として受け入れてしまいがちな既存の学術研究や評論のあり方を問い直す機会ともなるはずである。

以上のような問題意識のもと、本稿では、この事件における「当事者」のなかでも、「加害者少年」を分析対象にしてみたい⁽²⁾。この事件では、7人の少年が逮捕補導され、その司法手続きのなかで、4人の少年が処分を受け「加害者」となった（残り3人は不処分＝成人事件の無罪に相当する）⁽³⁾。それでは、少年事件における加害者少年とは、その事件をめぐる「社会的事実」の構築過程において、どのような性格のメンバーとして理解することができるのであろうか。まず、「2」では、その点について考えてみることにする。

第2に考えてみたいのは、とりわけ、この事件のような否認事件の場合、加害者少年はどのようなリアリティを生きることになるのか、という点である（「3」）。この事件の1つの特徴は、少年たちが否認していながら、法的には「加害者」として確定されることになったという点にある。それゆえ、彼らは、制度的に与えられた「加害者」カテゴリーと「無実者」としての自己規定という、分裂した語りの世界（＝現実）を生きざるを得ないということになった。そうした状況のなかで、人間は分裂した現実をどのように処理していくことになるのであろうか。ここでは、保護処分を受け「加害者」となった4人の少年のうちのD君に対して、筆者が行ったインタ

ビュー調査のデータを中心に、その問題について考察していくことにしたい⁽⁴⁾。

本稿の第3のねらいは、保護主義を原則とする少年司法の過程を、加害者少年がどのような現実としてとらえ、どのような経験として意味づけているのかを明らかにするという点にある。少年法のもとでは、非公開の原則(第22条第2項)もあって、審判の過程でどのような活動が展開され、それに対して、加害者少年が何を感じているのかを明らかにすることは難しい。また、処遇過程でもそのことは同様である。

そこで、ここではまず、少年法のもとでの審判から処遇までの過程に対して、D君はどのようなリアリティをもつこととなったのかを紹介しておくことにしよう。そして同時に、D君によるパーソナルな語りと、社会に流通している「少年法をめぐる理念的な語り」とを比較することで、少年法の過程をめぐって、どのような問題群の存在を指摘することができるのか、その点について考えてみることにする(「4」)。

2. 語りの世界における「加害者少年」の特質

2-1. 語りの世界で消え去る「加害者少年」

刑事訴訟法のもとでの加害者(=成人)は、刑罰(=自由刑)という社会的なサンクションを受けるだけではない。主に逮捕から裁判の段階にかけてマスメディアによってプライバシーを暴かれ、逸脱者としてのラベルを付与されることとなる。その意味では、成人の加害者とは、二重のサンクションを受ける存在である。

一方、少年法のもとでの加害者少年の場合はどうか。例外はあるにせよ、匿名性の原則のもと、マスメディアを通して、そのプライバシーが直接的に暴かれることはない。また、要保護性の原則によって、基本的には、刑罰(自由刑)という形でのサンクションを受けることもない⁽⁵⁾。その意味では、成人の加害者に比べてではあるが、加害者少年とは社会的なサンクションから保護されている存在である。

ここで考えてみたいのは、そうした保護を受けることと引き換えに、加害者少年が奪われてしまうものがあるのではないかという点である。それは、当事者としての能力と責任の両方に関わる問題、つまり「語る主体」と「語られる客体」としての問題である。

まず、「語る主体」という点では、1つには、加害者という立場にあることによって、また1つには、保護の対象となる少年であるという立場にあることによって、加害者少年は「語る資格」を奪われていくことになるということである。とは言え、この事件のような否認事件の場合には、加害者少年は自らの無実の物語を社会に向けて語ることもできるはずである。例えば、「3」で詳しく述べるが、D君は、他者がそれをどのように評価しようとも、自らが主張する無実の物語の整合性を信じているし、そうした枠組みのなかで自らの現実を生きていることを語る。しかしながら、保護主義の理念のもとでは、それらの物語は、司法機関(警察での取り調べや裁判所での審判)の内部に封じ込められ、その外部に流出して行くことはほとんどない。

一方、「語られる客体」という点では、どうであろうか。成人の加害者に比べて、そのプライバシーが保護されている点についてはすでに述べておいた。一般的に見れば、加害者とは、犯罪事実に対する第一義的な有責性を付与される存在であり、問題の構築過程において「語られる客体」としての中心的な位置を占めることとなる。もちろん、このことは少年事件の加害者にとっても例外ではない。匿名性が保持されていたとしても、主に事件の背景を分析する語り(=プロット)のなかで、加害者としての素養が遡及的に解釈され、マスメディアを通じて語られていくことになる。しかしながら、注意しておかなければならないのは、少年事件の場合、それは、少年審判の手続きに入る前までのことであるという点である。少年審判の手続きに入るや否や、加害者少年をめぐる情報は封じこめられ、人々の目の前から加害者少年は消え去ることとなる。

このように見れば、加害者とは、事件の進行とともに、「語る主体」としても消え去り、「語られる客体」としても消え去っていくことになる。それゆえ、少年事件における加害者少年とは、少年法の手続きの開始とともに、少年事件の構築過程から「消え去るメンバー」であると言えるかもしれない。ただし、それは少年審判の外部社会においての話であるという限定をつけなければならない。被害者が少年審判の内部に直接的に関与できない以上、構築される少年事件の性格は、加害者の語りによって大きく規定されていくことになる。つまり、加害者少年は、少年審判の外部においては「語ることを奪われた

主体」として位置づけられている一方で、その内部においては「語る主体」として位置づけられている存在となる。

その結果、加害者少年は、社会に流通するカテゴリーのうちでは「加害者という当事者」でありながら（それゆえ、司法過程の内部で語ることは認められるわけであるが）、外部に向けて語る資格という点では「当事者ではあり得ない」というダブルバインドな状況に置かれていくことになる。その意味では、少年事件における「加害者」というカテゴリーは、少なくとも外部社会においては、「語る力を何ももたない」、言い換えれば「現実を変える力をもたない」カテゴリーとして浮遊しているにすぎない。

2-2. 保護主義のもたらす帰結

それでは、こうしたダブルバインドな状況は、加害者少年にどのような帰結をもたらすことになるのであろうか。その点について考えてみよう。加害者少年がダブルバインド状況を回避しようとすれば、1つには、匿名性が破られるというリスクを覚悟のうえで外部に向けて語るという方法が考えられる。言わば、それは、主にマスメディアを利用することで、自らの無実を社会に訴えかけ、「加害者」カテゴリーを変換しようとする試みであると言ってよい。

この事件でも、マスメディアや裁判、シンポジウムなどの場で、「加害者少年」とその親が外部に向けて自らの無罪を語る機会が見られた。こうした試みから得られる成果は、ないわけではない。例えば、その主張がマスメディアによって取り上げられることによって、事件の「真相」をめぐる、それまでの解釈枠組みに対する疑いを人々の間に生み出すことになるかもしれない。しかしながら、その反面、こうした戦略は社会的な関心を喚起することによってプライバシーが暴かれたり、その主張に対するさらなる社会的な批判を生み出したりするという危険性を高めることは否めない。

そこで、いま1つの対応として考えられるのは、保護主義の理念を受け入れるということである。言わば、それは「外部のカテゴリーに内部での語りを合わせていくこと」であると言ってよい。そうすることで、加害者少年は保護主義の理念に守られ、争いに終止符を打つことができる。そのように考えていくわけである。例えば、

D君の母親は、次のように語っている。

M (D君の母親)「でも、やっぱり最初は、もう流れにまかせるしかないかなって思ったんです。かえってその方がいいんじゃないかって相談したんですけど。でもこのままでいったら、認めたことになってしまって、もう一生背負っていかなくちゃいけないんじゃないかって思ったんです。もう自分たちでは、どうしようもないから、そっちの専門家である弁護士さんをお願いしかないんじゃないかって。最初はやっぱり、将来を思えば、誰にも知られずにいるんだったら（「少年法のもとでは、氏名等が世間に公表されることはない」という意味：筆者注）、流れに乗ってしまった方がって思いました。」（インタビュー 1996）

ここには、否認事件において、「加害者であることを引き受けていく」という戦略に傾きかけた、D君の母親の心情が描き出されている。加害事実を認めることは、それを一生背負うことになることと自覚しながらも、「流れにのってしまう」ことを加害者少年とその家族に強いているのは何であろうか。それは、1つには、少年犯罪をめぐる事実認定制度（もちろん、捜査活動も含めて）の脆弱さであろう。

しかしながら、それ以上に、重要であるのは、保護主義の理念から生み出される「語る資格」をめぐるダブルバインドな状況であるように思われる。少年審判の外部においては、「語る資格」が奪われているという状況があり、唯一「語る主体」として認められている内部での語りを受け入れられないとすれば、外部に浮遊する「加害者」カテゴリー（ただし、加害者にとって、それは「何も語る力をもたない」カテゴリーである）を受け入れてしまった方がいいということにもなりかねないわけである。

ただ、その場合には、次のような点について考えておかなければならない。それは、たとえ少年法での理念的な語りのなかで、「匿名性が保持される」と語られているにしても、実際の日常生活のなかで（そして、将来にわたって）「加害者」であることを知られずに生きることができようかという点である。以下、その点についての議論も含めながら、D君がこの事件のなかでどのようなリアリティを生きることになったのかを見ていくこと

にしよう。

3. 2つのリアリティ世界を生きる少年

3-1. 日常生活者のリアリティに埋没する「加害者」 としてのリアリティ

それでは、「語ることを奪われた当事者」という視点から、この事件を再構成してみた場合、加害者少年のリアリティ世界は、どのように記述できるのであろうか。まず、はじめに、D君は、「語られる客体」として作り出されたリアリティ(=「加害者」と「語る主体」として生きるリアリティ(=「無実者」という、2つの引き裂かれたリアリティをどのように折り合わせ、処理している)のであろうか、その点について明らかにしてみたい。

繰り返し述べてきたように、D君は、制度による語りのなかでは、一貫して「加害者」として語られている。しかしながら、彼の日常生活では、それは常に意識化されているわけではない。「加害者」としてのリアリティは、日常生活者(無実者)としてのリアリティのなかに埋没している。以下は、D君が「加害者」としての自分を意識することがあるかどうかについての、われわれとのやりとりのデータである。

D (D君)「うーん。何ていうか、C(現住地:筆者注)にいる時、忘れてるんですね。これは語弊あると大変なんですけど、あんまり気にしないですよ。」

R(筆者)「僕、重要じゃないかと思ってね。」

T(共同研究者)「何が。」

R「だから、忘れてるとか、気にしないって。気にしながら日常生活を送っていくというのは。」

D「…(中略)僕は、やってないっていうのを前から言ってるから。法律では確かに殺人っていうことになってるけど、自分としては一般の市民のつもりだし、これからもずっとそうですよ。だから、僕は普通の人間だと思ってやってるし、たまたま、A高校にいて一浪したと、そういうふうにある程度仮装して思いこんじゃってるっていうのがあるかもしれません。」(インタビュー 1998)

日常生活において、D君は「加害者」としての自分を「忘れて」おり、自己を「一般の市民のつもりだし、これ

からもずっとそう」と定義づけている。そうであるからと言って、「加害者」としての自己が完全に消し去られているわけではない。例えば、彼は、「そういうふうにある程度仮装して思いこんじゃってるっていうのがあるかもしれない」と、「加害者」としての自己を意識的に埋没させている可能性を自ら語る。

3-2. 日常生活者としてのリアリティの裂け目

日常生活において「加害者」としての自己を意識的に埋没させている可能性を自ら認めながら、無実者としてのリアリティを生きるD君ではあるが、あるきっかけでそれが露出する危機に陥ると感じることもある。それは、どのような時であろうか。

R「(加害者という立場を思い出してしまうのは:筆者注) どういう時なのかな、裁判の情報が入ってしまう時なのかな、やっぱり日常の中でちょっと。」

D「でもそれを一番意識するのは、A(卒業高校名:筆者注) なんだよね、って言われる時ですよ。A非全日制に戻っちゃう時があります。」

R・T「ああ、なるほどね。」(インタビュー 1998)

ここでのデータの意味について理解するためには、D君の中学校卒業後から大学進学までの軌跡を整理しておく必要がある。D君は、1994年冬に少年院を退所し、一ヶ月後に公立高校の入学試験を受けることになった。D君は、事件前の成績について「いい方じゃないですけども、普通だったんですよ」と語る。しかしながら、高校入試については「三角形の面積を出す公式からなんですよ。それからなんでレベルがすごくまちまちなんですよ」という少年院の学習環境のなかで、「どれくらいやったかって言われると、自信のないところです」という状態でのぞまざるを得なかったと語られる(インタビュー 1998)。

その結果、D君は全日制の高校受験に失敗。A高校の非全日制課程に進学することになる。そこでの学習環境は、受験勉強という面に限って言えば、「競う相手」もおらず、「どのように準備をすればいいのか」もわからず、「先生たちの体制も整ってない」環境として語られることになる(インタビュー 1998)。

ここで発言しておく点があるとすれば、少年犯罪の加

害者と高等教育への進学との関連性である。それがどの程度可能であるかは別にしても、D君の事例に現れているように、高等教育への進学は加害者少年にとって「普通に生きる」うえでの選択肢の1つである。しかしながら、D君が少年院以後の教育を「受験生らしいことしないでしょ。ほぼしてないんですよ」と語るように、加害者少年がたどる教育環境は受験教育には対応していないと考えられる。それゆえ、加害者少年にとって、高等教育への進学という選択肢は現実的なものとはなりにくい。

また、受験勉強をめぐるD君の語りには、受験競争で「押しつぶされる」、「追いこまれる」ことに対する警戒感を示す表現が繰り返し現れることになる（インタビュー1998）。ここには、受験競争に参入する際に必要とされる競争システムのエートスが照射されているように思えないだろうか。教育機関で用意している教育内容が受験に対応しているだけでは、高等教育への進学機会は保障されない。「押しつぶされること、追いこまれることに耐える」というエートスを身につけることで、用意されている教育内容も初めて機能することになる。その意味では、矯正教育の対象となる加害者少年の場合には、少年院以後の教育における学習内容の質という問題に加え、受験競争システムのエートスをどのように身につけていくのかという問題が大きな壁として立ちはだかっていることになる。

D君はこのような状況のなか、高校を卒業するものの、1年間の浪人生活を余儀なくされる。しかしながら、予備校での浪人生活では、「でもやっぱり体系的に勉強したっていうのは、ほんとに久々っていう感じで、……ある意味でおもしろかったし、なにも頭の中に入らなかったから、伸びていくのがわかったし、楽しかったですね」と、受験勉強に励み、翌年にはB大学に進学する（インタビュー1998）。

前述の「でもそれを一番意識するのは、Aなんだよね、って言われる時ですよ」というデータは、このB大学での話題である。出身校の話題になることが、なぜ、D君に「加害者としてのリアリティ」を露出させる危険性をもつことになるのであろうか。それは次のように整理できる。

A高校は、非全日制課程以外にも、高い大学進学率を誇る全日制課程をもっている。高校教育＝全日制という

イメージが常識化しているわが国では、卒業した課程にまで関心が向けられることはない。また、出身校を尋ねられた場合に、そのことを取り立てて説明する必要もない。それゆえ、D君はA高校（全日制課程）の卒業生というリアリティを生きることが可能になる。その一方で、B大学には、A高校の全日制課程から進学する者はほとんどいない。その結果、D君の「B大学におけるA高校出身者」というリアリティは、そのギャップを埋めるための新たな物語への関心を周囲に生み出すこととなる。

周囲の関心に応えるのであれば、D君は「A高校の非全日制に通っていたこと」、さらには、「なぜそこに通うことになったのか」を語ることになる。しかしながら、そのことは、「加害者」としての自己を露出する危険性を高めることに他ならない。「一般の市民」、あるいは「普通の人間」として日常生活世界のリアリティを生きるD君にとって、出身高校の話題は、制度化された語り（「A高校出身者はB大学には進学しない」という一般的な教育経歴をめぐる語り）とパーソナルな語り（「A高校（非全日制）出身者でB大学に進学した」というD君個人の教育経歴をめぐる語り）との齟齬を露出させ、日常生活者としてのリアリティの裂け目を覗かせてしまうものなのである。

わが国では一般的に、制度化された語りである「大卒資格＝一般、普通の生活へのキャリア」という学歴物語が流布している。保護者も含めて、中学生や高校生はその物語を信じることで、受験競争システムへと参入していく。その意味では、D君も同様である。前述したように、大学進学は「普通」や「一般」への入り口であると位置づけられている。

しかしながら、たとえ大学に進学したとしても、D君は「普通の人間」や「一般の市民」と同様に、制度化された学歴物語のなかだけで生きることはできない。ここまで見てきたように、そうした物語は、例えば民事裁判への出廷といった「加害者」カテゴリーを明示してしまう機会だけではなく、出身高校の話題といった「日常生活者」としてのリアリティを構成する要素によっても、揺るがされるものなのである。その意味では、D君は「日常生活者」としてのリアリティの綻びを防ぐために、あるいは「加害者」としてのリアリティの露出を防ぐために、自らの経歴にまつわる情報を、常時統制していくことを強いられることになる。

このことは、D君のように、無実を主張する「加害者」に限ったことではない。逸脱下位集団における仲間同士の自慢話ならばともかく、少年犯罪の加害者が日常的な社会生活において自ら進んで前歴を語ることはおよそないであろう。それは、加害者としての前歴が負のラベルとして機能してしまうことを少年自身も自覚しているからである。「加害者少年」としての前歴。保護主義の理念のもと、社会的な記録としては抹消される。しかしながら、それは日常生活に埋め込まれているにすぎない。ささいな語りによって露呈される可能性をもつ。そして、その露出を防ぐために、自己の経歴にまつわる情報を統制することを、常に強いられる。それが、加害者少年の生きるリアリティの一端である。

3-3. 「加害者」リアリティの漏出と受容

少年事件の加害者が、自らの前歴をめぐる情報の統制にどのように意識的であっても、それを完全に統制できるわけではない。その前歴は徐々に周囲に知られることになる。それでは、そうした前歴の漏れは、どのように生じるのであろうか。ここでは、その点について考えてみることにする。次のデータは、高校時代についてのD君の語りである。

R「その事件の当事者だったってことはもちろん君は言わないだろうけども。」

D「だんだんばれていきました。」

… (中略) …

D「でもだいたいわかるんですよ。やっぱり。新庄で非全日制に僕らと同じ年代で行ってるのって、僕らしかいなかったんですよ。だからだいたいわかるんですよ。」(インタビュー 1998)

万引きなど軽微な犯罪の場合、被害者や関係者などから、加害者少年をめぐる情報が漏れ出すことが考えられる。ただし、その場合、地域社会全体の関心を喚起するわけではない。言い換えれば、加害者少年をめぐる情報に接触した人間だけが、その事件に対して関心をもつだけであり、それ以外の人間にとってみれば、その事件は「存在しない」ことと同じである。それに対して、殺人や傷害など、社会的な関心を呼び起こす事件の場合には、たとえ、加害者少年の氏名や住所、容貌などが報道され

なくても、匿名性の確保は有名無実なものとなる。なぜなら、ある事件を報道するという行為そのものが、「誰が加害者少年であるのか」という関心を地域社会全体に喚起することになるからである。

そして、地域社会における関心の網の目は、D君の出身校での話題で見たように、制度化された物語とパーソナルな物語との齟齬を捕捉していくことになると考えられる。ここでのデータからもわかるように、「だんだんばれてくる」のは、「非全日制課程は、勤労青年や成人が通うところである」という制度化された物語と、「特別な理由もなく新庄から非全日制課程に通っている」というD君自身の教育経歴をめぐる物語との齟齬からである。

それゆえ、加害者少年が地元社会に残ることとそこを離れることとは、加害者としての前歴のコントロールという点で、多少意味が異なることになる。例えば、この事件でも、すべての少年がD君のように、新庄を離れているわけではない。地元社会で職に就いている少年もいる。彼らは、言わば、「加害者」としてのリアリティを露出したうえで、地域社会で生きている存在である。周囲の人々にとってみれば、彼らとの関係を取り結ぶにせよ、拒否するにせよ、彼らの前歴を知ったうえで、生活を送ることになる。それゆえ、地元に残った少年たちは、自らの前歴を知ったうえで関係を取り結んでいる人々からは、少なくとも「保護」されていることになる。

その反面、D君のように、地元社会を離れた少年たちの場合はどうであろうか。そこを離れることで、確かに、地域社会における関心の網の目からは逃れることはできる。そして、自らが周囲に語らなければ、「加害者」としてのリアリティを露出する可能性は極めて低い。しかしながら、前述したように、それは、日常生活の奥に埋め込まれているだけであり、消し去ることはできない。自らの経歴を語るという日常的にはささいな行為によって、それを露出してしまう危険性を常に孕んでいる。それゆえ、彼らは、恋愛や結婚、就職といった重要な他者との出会いや生活のなかで、「加害者」としてのリアリティを明らかにするのか、あるいは日常生活に埋めこんだままにしておくのか、その判断に直面せざるを得ない状況におかれることになる。地元に残った少年たちと対照させて言えば、「加害者としてのリアリティ」の受容という点で、彼らは周囲からの「保護」の枠外におかれている存在である。

それゆえ、とりわけ社会的な関心を引き起こすような少年事件では、一方で「保護」の枠外で生きようとする加害者少年には、「加害者」としてのリアリティの漏出を気遣わなければならない生が待ちうけており、他方で「保護」の枠内で生きる少年には、自らを受容してくれる限定的な人間関係のなかでの閉ざされた生が待ちうけていることになる。そうであるとするならば、保護主義のもとで立ち直ろうとする少年たちにとって、受け入れてくれるはずの社会の壁は高いものと映ることになるのではないだろうか。

4. 少年司法制度のリアリティ

4-1. 職権主義に埋めこまれた対立的なリアリティ

それでは次に、保護主義を原則とする少年司法の過程を、加害者少年たちがどのような経験として意味づけているのかを整理してみることにしよう。そして同時に、少年司法過程をめぐる問題群の存在を考察するために、D君によるパーソナルな語りと、社会に流通している「少年法をめぐる理念的な語り」とを比較してみることにする。

後者については、次のような疑問が生じるかもしれない。つまり、D君の語る経験は改正前の少年法のもとの経験であり、それを現行の少年法をめぐる「語り」と比較することには無理があるのではないかと。確かに、現行の少年法は2001年4月1日に施行され、広範囲にわたって条文が改正されている。しかしながら、「検察官の関与」や「合議制」などが導入され、事実認定手続が刑事裁判化の方向に一歩ふみだしたとは言え、改正後も「保護主義の理念」が原則とされている。また、「厳罰化」の議論がなされたものの、少年院での教育活動の内容について大幅な見直しが行われるということもなかった。ここでは、現行少年法への改正にあたって大幅な変更がないと考えられる、「保護主義のもとでの事実認定手続のリアリティ」、「矯正施設としての少年院におけるリアリティ」という2点に焦点を絞って、データを整理し検討を行ってみることにする。

まず、少年司法における審判過程について見てみる。成人の刑事裁判の場合、原告としての検察官（＝国家）と被告人（＝加害者）との関係は対立関係と見なされている。検察官は起訴した犯罪事実を立証し、被告人はそ

れに反論する防禦権をもつ。それゆえ、被告人は争いをめぐる、一方の当事者となる（当事者主義）。それに対して、保護主義の理念のもとでは、加害者少年は裁判官の力を借りながら立ち直っていく（国家の保護を受ける）、受動的な存在として位置づけられている。そこには、成人の刑事裁判のように、犯罪事実をめぐって防禦活動を行っていく当事者という想定はない。それゆえ、手続きは裁判官の裁量に任せられ、「終始、裁判官が主宰して職権的に進められる」ことになる（職権主義）。少年審判は教育の場であり、対立の場ではない。そうした原則のもと、少年審判の方式は「審判は、懇切を旨とし、和やかに行う」（第22条の1項）と規定されている。

それでは、D君にとっての少年審判のリアリティは、「懇切を旨とし、和やか」なものであったのだろうか。以下のデータは、少年審判の様子を尋ねた問いに対するD君の回答である。

D「やっぱり（すごく人数がいるように：筆者注）見えるんですよ。それで薄暗いんですよ、部屋が。それであらたまってみんなだーっと並んでいるものだから、いやにいるように思えるんですよ。一言しゃべるのにやっぱり、気合いがいるんですよ。ふっと力を込めて、やっぱり入れなきゃいけないんですよ。やっぱり最初にやってませんなんて言う時は、相当気合い入れていたんですけども。」（インタビュー 1996）

審判廷の薄暗さやあらたまった雰囲気。そうした非日常的なリアリティは、彼にとっては、「一言しゃべるのにやっぱり気合いがいる」ような威圧的な雰囲気を感じられることになる。理念的な語りのなかでは、たとえ否認事件であっても審判過程は「対立」の場ではないとされている。それにもかかわらず、少なくともD君の場合には、一言話すのに「気合い」がいる対立的な雰囲気をもっていると語られているわけである。過度な一般化は避けなければならないが、加害者少年だけではなく、証人として呼ばれる子どもたちについても、こうしたことが言えるのであれば、少年審判での証言内容と審判廷がもつ雰囲気の特異性との関連についても留意しておく必要があるだろう。

とりわけ、否認をする加害者少年にとって、事実認定

過程が対立的なりアリティとして実感されてしまう事例は、裁判官の印象を尋ねたその結果にも表れている。

D「そう（攻撃的な感じ：筆者注）。ここはこうだったんじゃないの、とか言われるんですよ。こっちもきちんときてしまうわけですよ。なんだこのとか。その場ではなにも言わないんだけど、いらいらしながらこらえるんですけど、（…中略…）。やっぱりしどろもどろになるわけですよ。時間は4時5分でしたって言って、ほんとに見ましたかって言われるとこう…多少のずれがあったら困るなって、いやだいたいですって、なるわけですよ。そういう威圧的っていうか、威圧じゃなくて、なんて言うんですかね、色眼鏡っていうんですか、こいつがやったんだっていう目で見てるんだなって感じました。H（後任の裁判官：筆者注）さんっていう人の場合は、もうちょっと柔らかかったです。基本的に変わりはなかったような気がしますけどね。」（インタビュー1996）

少年審判では、裁判官は、審理に先立って、加害者少年の非行事実に関わる記録ならびに生育歴・心理的社会的記録に目を通してから審理に臨むことになる。それは、少年を立ち直らせるために行われる行為である。この事件のような否認事件でなければ、そこから得られる情報は確かに有効な資料の1つとなりうるかもしれない。

しかしながら、加害者少年が否認した場合には、どうであろうか。裁判官が事前に目を通す諸記録（とりわけ、非行事実に関わる記録）は、少年側から見れば、自らの主張する物語とは「対立する物語」となる。そしてそれは、捜査機関や検察官によって、体系づけられ論理的な整合性をもたされている物語でもある。少年側の主張する物語を前提にするわけではなく、裁判官が（少年側にとって）「対立する物語」のみを前提において、その事実の正否を少年に確認していくという作業を行うかぎり、それは、少年側にとってみれば、それは「きちんと」きて「何だこの」と思わせる、また、裁判官が自分を「色眼鏡」で見ていると思わせる対立的な場として映らざるをえない。裁判官が変わっても「ちょっと柔らか」くなったものの、「基本的に変わりはなかった」とD君が語るように、ここでのような対立的なりアリティの形成は、個々

の裁判官の資質というよりも、否認事件に対して職権主義が本質的に抱える構造的な制約であるとは言えないだろうか。

さらにつけ加えるとすれば、次のような論点も考えられよう。現行の少年法では、否認事件や重大事件の場合には、検察官が関与することとなった。その意味では、限定的な当事者主義の導入と言ってもよい。しかしながら、改正後においても、裁判官が加害者少年の非行事実に関わる記録に目を通して審判にのぞむという点では変更がない。もちろん、運用の仕方によって変わってくるとは言え、少年にとって「対立する物語」だけを前提にして裁判官が審判にのぞむのであれば、検察官だけではなく、（本来であれば中立的なはずの）裁判官も、「色眼鏡」で見ているという二重の意味での対立的なりアリティを、加害者少年に生み出す可能性も拭いえない。

4-2. 処遇過程における逸脱下位文化の侵入

それでは次に、少年司法における処遇過程の方に論点を移してみよう。少年法には、加害者少年の年齢や処遇内容に対応できるように、多様な処遇手続が用意されている⁽⁶⁾。そのなかでもここでは、D君が収容された初等少年院におけるなりアリティについて整理してみることにする。

まず確認しておきたいのは、少年院は刑罰を与える機関ではない、矯正教育を行う機関であるという点である。例えば、少年院法第1条では、「少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を授ける施設とする」という目的が規定され、第4条において矯正教育の内容が「在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴え規律のある生活のもとに、左にあげる教科⁽⁷⁾ならびに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする」と規定されている。

矯正教育のねらいは、加害者少年を社会生活に適應させていくことにある。そのために、教科の指導や職業訓練などが行われている。しかし、第4条の表現からもわかるように、それらの活動の基礎となるものは規律訓練である。例えば、D君自身も、矯正教育の全体的な印象を「規則正しく生活させ、3食食べさせて、こういう、冬にはスキーやったりするんだっていうことを体験させるっていうのが、教育なんじゃないかな」と語っている。

それでは、そのような内容をもつ矯正教育は、そのね

らいを達成しているのであろうか。鑑別所から、少年院へ移管されたD君が一番心配したことは、自分が「山形マット死事件」の加害者であることを、入所者に知られることである。しかしながら、そうした心配よりも、入所者同士の人間関係をどのようにうまくやっていくのが大切であることに気づく。

D「そうです。なんていうのか最初のしきたりみたいになっているんですよ。何で入ってきたの、みたいな、勲章みたいになっちゃってる、そういうのもあるんですよ。例えば、傷害で入ってきた、窃盗で入ってきた、そういうのが勲章っていうのは変ですけども、なっちゃってるってところがあるんですよ。必ず聞かれるんですよ。何で入ってきたのって。ちょっとって。まあ、最終的には、ばれるんですけど。やっぱり新聞に載れば話題になるわけですから。」

R「そこに上下関係とかあるわけ？」

D「上下関係も何もなくて、私は一番下でしたから、年的にもそうだし、おとなしくしていないと怖い人たちばかりですから、外で暴れてきた人たちばかりですから、実際そのよく知らなかったんですけども、有名な暴走族の頭の人とかいましたから。そういう関係の雑誌ありますよね。その表紙飾ってる人とか中にはいましたから。」

R「そういう彼らにとって箔がつくって世界なんだろうね」

D「そう、だから、何事にもこやかに対応して、めごとは絶対に起こさずにいるわけですよ。それがまあ、基本でしたけど。でも、まあそういうふうにしていけば、初等・中等ということで、少しは話のわかる人たちということで。」(インタビュー 1996)

D君の語りからもわかるように、入所者たちの人間関係は序列づけられている。そして、その序列づけを決めるものは、入所理由(犯した非行の度合い)と年齢である。窃盗や傷害による入所は箔がつき、年長のものほど高い序列につくことができる。とりわけ、前者は、「しきたり」と表現されているように、新しい入所者をどのように序列づけるのかを判断するための重要な儀式になっていると言えそうである。

ただし、序列づけは、入所理由だけで判断されるわけではない。D君が「有名な暴走族の頭の人とかいましたから。そういう関係の雑誌ありますよね。その表紙飾ってる人とか中にはいましたから。」と語るように、序列づけは、入所者が入所前に帰属していた逸脱下位文化の性質にも影響される。知名度の高い逸脱下位集団に所属していればいるほど、また、そこでの地位が高ければ高いほど、序列づけが高まることになる。同時にこのことは、少年院に入所させることが、それまで帰属していた逸脱下位文化から加害者少年を遮断するものではないということの意味している。

R「そういう(他の少年院の:筆者注)情報はたくさん出てくるわけ。」

D「たくさん出てきますよ。たくさん少年院の名前覚えてしまいましたから。」

R「それだけの情報はその子たちどうやって。自分がやっぱり入ったってこと。」

D「いろいろつてがある。多いのが、暴走族。仲間がいろんなどころに入ってくるわけですよ。」

T「お互いに話し合って、また戻っていくと。」

D「だから、土曜日の夜になると、ばばばって来たりしますよ。」

T「応援に来るんだ。」

D「そうですよ。頑張って出て来いって。」(インタビュー 1998)

D君の語りは、少年院が逸脱下位文化(ここでは他所の少年院)に関する情報交換の場となっていること、また、少年院周辺での暴走行為が収容者にとって「頑張ってでこい」という仲間への励ましのメッセージとして解釈されていることを示している。もちろん、規律訓練や学習指導、職業指導といった教育プログラムは、収容生の社会復帰にとって重要な要素である。それと同時に、入所前に帰属していた逸脱下位文化から決別させることも、周囲の環境から影響を受けやすい少年たちにとっては重要になる。しかしながら、ここで見てきたように、そうした逸脱下位文化は、容易に少年院での生活に持ちこまれているのである。さらに言えば、外部から持ちこまれる逸脱下位文化は、少年院の行う矯正教育との間に齟齬を生じさせることになると考えられる。

R「その模範の生徒でなきゃいけない基準みたいなものは、当然職員が教えてくれるわけではないけども、だいたい君の感でわかるの？」

D「この人は模範だなんてわかるんです。模範の人は必ずいじめられるんですよ。模範やられると、やっぱり気分悪いわけですよ。そういう人が必ずいじめの対象になってるわけです。そういう人がだいたい早く出ていきますけども。そういうのを率先して煽っている人がやっぱり長いです。必ず6ヶ月出ていくっていう人が多かったんですけども」(インタビュー 1996)

「模範」とされる少年は、少年院で正当化されている文化に準拠している存在である。もちろん、「模範」としてのふるまい方は、職員が教えてくれるわけではない。少年自身が職員の期待を洞察し、その期待通りにふるまうことで達成される。そして、そのことによって、収容期間は短縮されることになる。しかしながら、「模範」としてふるまうことは、他の入所者に「気分が悪いこと」と見なされ、「いじめ」の標的とされてしまうことにもなる。このことは、少年院において正当化されている文化(矯正教育)に対して、入所者の文化が対立的であることを意味していると言ってよい。そして、少年院で正当化されている文化に準拠することを拒み、期限のギリギリまで収容され(6ヶ月)、退所していく少年が「多かった」とD君の目には映ることになる。

現行少年法への改正にあたっては、「処遇の強化」が大きな問題とされ、刑事処分可能年齢引き下げの是非(16歳から14歳へ)、少年院での収容年限の長期化、少年刑務所への収容などが議論されることとなった。しかしながら、そこでの論点は、矯正教育の量的拡大あるいは刑罰(=自由刑)の適用拡大など、保護(あるいは刑罰)の量的側面に集中していたように思われる。しかしながら、D君の語りから明らかにされたことは、少年院の人間関係には、外部社会における逸脱下位文化が入りこんでいるという点である。そして、それは収容期間中も収容生によって維持され、矯正教育にとって対立的な文化を形成している可能性も否定できないという点である。そうであるとすれば、処遇をめぐる議論は、厳罰化の方向を支持するにせよ、保護主義維持の方向を支持するにせよ、

矯正教育の現状を無視していたという意味で、同じ土俵に立っていたと言ってよい。

4-3. 空洞化する内省の理念

それでは、以上のような少年院における収容生の文化のなかで、無実を主張するD君はどのようにふるまったのであろうか。最後に、その点について見てみることにしよう。14歳という年齢的な要素を除外すれば、傷害監禁致死という処分内容は、入所時における序列づけの儀式において、上位ランクに位置づけられることも不自然ではない。しかしながら、D君は、そうした序列づけに組みこまれることから意図的に距離をとる。

D「はい。でもまあ。下だったから気が楽だったってところもあるんですけど。上の方っていうか、真ん中あたりだと、自己顕示っていうか、その力を示したいわけですよ。だからぶつかりやすいんですよ。みんなが一番下だってみるから、(聴取不能)になっているところもあるんですよ。まあ、こいつは下だからいいやって感じで、見られるところもあるんですよ。」

…(中略)…

R「で、どうふるまったの?模範にすると標的にされるかもしれない」

A「目立たないように。模範やらなくてもいいから。とりあえず、変なことだけはしないように。巻き込まれて延ばされるのは困るんで。そうでなくとも、やってないって言うだけで特殊ですから。延ばされる可能性が大きかったんですよ。」(インタビュー 1996)

「無実者」としての彼のとった戦略は、「いじめ」の標的になる危険性を冒しても「模範」となり入所期間を短くするというものではなかった。序列の下に自らを位置づけ、「目立たない」ようにすることで、もめごとを避けるということであった。言わば、それは収容者の文化から距離をとるという行為である。こうした行為は、D君本人だけに限られていたわけでもない。少年院の側にも、収容者の文化から意図的に距離をとらせるといふ「気遣い」があったように思えると語られることになる。次のコメントは、母親がD君の少年院時代について話したも

のである。

M「あとなんか、あの少年院でもこの子たちには気を使っていたいて、普通だったら二週間か何日かしたら大部屋になるんだそうですけども、最後まで個室のままで、なるべく接触しないようにと。文化祭もあったんですけど、あの時は高裁棄却があるかも知れない時期だったので、あまりみんなに会わせたくないからってことで、参加をさせませんからって。みんなとわからないように、うろうろするぶんにはいいでしょうって。」(インタビュー 1996)

それでは、他の収容者は、D君をどのように扱ったのであろうか。D君の語りによれば、最初は入所理由を曖昧にしていたものの、「最終的には」「新聞に載り」「ばれる」ことになる。しかしながら、「情けかけてくれましたね。頑張れよなって」と「無実者」としての自己規定を受け入れられていったとされる。すでに述べたように、少年院では犯罪の度合いが人間関係の序列づけに反映する文化が存在する。そのなかで「無実者」として認められることは、自分たちとは違う存在として位置づけられることにならないだろうか。そうであるとすれば、ここにもD君と収容生の文化との距離を見いだすことができると言えそうである。

それゆえ、ここで考えておかなければならない点は、否認事件における処遇過程での加害者のリアリティの特殊性であろう。処遇過程において、加害者少年が「無実者」としての自己規定を維持し、収容者もそれを受容し、少年院の側も特別な配慮をしているというリアリティのなかで生きるのだとするならば、加害者少年に自らの非行について内省させ、社会に復帰させていくという処遇過程における理念的な語りの意味は空洞化していくことになりかねないということである。そして、それがもし、そうであるとするならば、否認事件における加害者少年にとっての処遇過程とは、「目立たない」ようにやり過ごす場としての意味しかもちえず、矯正教育にとっても否認する少年にとっても空虚な時間にすぎなくなる。

謝辞：本研究は、本学の平成10年度特別研究（課題名：「少年事件におけるリアリティの構築過程とその特質に関する研究」）による助成を受けた研究成果です。本論文

は、一部加筆修正し、北澤毅・片桐隆嗣『少年事件の社会的構築—「山形マツト死事件」迷宮の構図』（東洋館出版社,2001）として刊行されることになりました。ここに関係各位に心よりの感謝の意を表します。また、インタビューに協力して下さったD君とその家族の皆様にも心よりお礼を申し上げます。

註

- 1 「明倫中事件」の概要については、拙稿（1998）を参照いただきたい。また、この事件の詳細については朝日新聞社山形支局（1994）が参考となる。本研究は、これまでと同じように、社会的構築主義の立場をとっており、この事件の「真相」とそれにかかわる「事実」を明らかにしていこうとするものではない。
- 2 もちろん、「加害者少年」だけが「当事者」ではない。「被害者」も重要な「当事者」である。一般的に、少年事件の「当事者」と言えば、「加害者少年」と「被害者」（とその家族）がイメージされるが、それだけではない。例えば、在学中の児童生徒が少年事件に関与していた場合や学校内で事件が生じた場合には、「学校」が非難の対象となり、その責任を問われる語りのなかで、当事者性が付与されることとなる。「当事者」とは事件の生起とともにあらかじめ存在しているものではなく、責任を問うという語りのなかで構築されていくものであると言ってよい。こうした視点から、少年事件における「当事者」カテゴリーの特質とその変動について分析しているものには北澤（2001）があり、また、その枠組みを受けて、この事件における「被害者」カテゴリーの特質と変動を考察しているものには片桐（北澤・片桐2001）がある。
- 3 D君をはじめとする保護処分を受けた4人の少年は全員、現在でも無実を主張している。彼らの側からすれば、ここで使用する「加害者少年」という呼称は受け入れがたいものであるかもしれない。しかしながら、少年審判の過程では「加害者」であることが確定していることから、この呼称を使用することにした。ただし、分析にあたっては、この事件での「加害者少年」とは、「無実を主張する当事者」という意味も同時に含んでいることを前提においていることは確認しておきたい。
- 4 D君に対するインタビューは、2度に渡って実施し

ている。1度目は、1996年3月4日、山形県新庄市のD君宅で、母親立会いのもと北澤・片桐2人で、録音の許可を得て実施した。2度目は、1998年9月9日、東北芸術工科大学片桐研究室で、D君と、北澤、片桐の3名で、録音の許可を得て実施した。以下に示す転記データは、いずれも、その2度のインタビューからの抜粋である。なお、本稿の発表については、D君、D君の両親、付添人弁護士の3者に原稿に目を通してもらい、掲載の許可を得ている。

- 5 ただし、現行少年法では、罪状が家裁において刑事相当処分に相当すると認められた場合、その事件は検察官に送致され、ケースによっては、刑罰（自由刑）の制裁を受ける可能性への道が開かれることとなった。
- 6 保護処分の種類は、保護観察、児童自立支援施設または児童養護施設への送致、少年院への送致の3つに大別され、少年院への送致にあたっては、少年の年齢、心身の状況、非行傾向により初等、中等、特別、医療の4種類のいずれかに送致される（澤登2001）。
- 7 左に掲げる教科とは、1 初等少年院においては、小学校及び中学校で必要とする教科、2 中等少年院及び特別少年院においては、初等少年院で必要とする教科、

更に必要があれば、高等学校、大学または高等専門学校に準ずる教科、3 医療少年院においては、養護学校その他の特殊教育を行う学校で必要とする教科である（服部・佐々木2000）。

<引用文献>

朝日新聞社山形支局 1994、『マツト死事件—見えない“いじめ”の構図』太郎次郎社。

服部朗・佐々木光明 2000、『ハンドブック少年法』明石書店。

片桐隆嗣 1998,「『少年事件』における教育の論理と司法の論理—「明倫中事件」を事例にして—」『東北芸術工科大学紀要』第5号,東北芸術工科大学,148-161。

——— 2001,「『少年事件』の社会的構築に関する研究—「明倫中事件」をめぐる新聞報道を事例として—」『東北芸術工科大学紀要』第8号,162-179。

北澤毅 2001,「少年事件における当事者問題—カテゴリー配置をめぐる言説と現実」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版。

北澤毅・片桐隆嗣 2001,『少年犯罪の社会的構築—「山形マツト死事件」迷宮の構図』東洋館出版社。

澤登俊雄 2001/1994,『少年法入門〔第2版〕』有斐閣ブックス。